

「やさしい」暖かさを

ご体感ください

平成22年度の福島県森林環境交付金を活用したペレットストーブが、老人憩いの家たかむら荘(ゆ〜ゆ〜こまち)に3台設置されました。



ペレットストーブとは、木質ペレットを燃料としており、間伐材の利用促進や、非化石燃料を用いることで地球の温暖化対策に貢献しています。

石油や石炭を消費することにより、空気中の二酸化炭素が増加し、地球が暖かくなってきています。これは、南極などの氷が溶けて陸地が海に沈むという実害以外に、熱帯地方の病気の北上や農作物の栽培適地の減少、砂漠化をはじめとする異常気象をもたらすと言われていています。

二酸化炭素の削減は日本だけでなく世界的な課題です。また、石油などの地下資源は、掘り尽くせばなくなりますし、あるところが限られているため、紛争の原因になったり、多量のエネルギーを使って運んでくる必要があります。

こういった問題の解決の一つとして、地上資源の活用、つまり木質バイオマスの利用が注目されたのです。それは、二酸化炭素や有害物質を出さない、増やさない社会をつくる循環型社会へ向けての取り組みの一つです。

「やさしい」暖かさをペレットストーブをゆ〜ゆ〜こまちでご体感ください。

国民年金コーナー

公的年金等の源泉徴収票が交付されました

●老齢給付の受給者に送付

国民年金、厚生年金保険などの公的年金の老齢・退職年金は、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます(障害年金・遺族年金は課税されません)。

公的年金などの支払(者)厚生労働省・各共済組合は、所得税が老齢年金などから源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金などを受けている方々全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、その年の翌年1月31日までに交付します。

このため、厚生労働省から委託された日本年金機構は、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者の方々に平成22年分の源泉徴収票を作成し、平成23年1月31日までに届くよう、平成23年上旬から順次送付しています。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額(介護保険料額、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料)、源泉徴収税額および控除内容となっています。

●確定申告の際に必要な

なお、65歳未満で年金の支払い額が108万円に満たない方と、65歳以上で年金の支払い額が158万円に満たない方については、所得税が源泉徴収されません。

●確定申告の際に必要な

2つ以上の年金の支払(者)に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告を行うことになっています。この源泉徴収票は、その際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、老齢年金などから特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の過不足分を精算することになります。

●源泉徴収票を紛失したときなどは

源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルにおいて源泉徴収票の再交付の受け付け

を行っています(そのほかの年金相談も受け付けています)。

☎ねんきんダイヤル

057010511165

☎P電話・PHSでは

031670011165

●受付時間

▽月から金曜日まで

午前8時30分から午後5時15分まで(月曜日は午後7時まで)

休日の場合は、休日明けの初日)

▽第2土曜日

午前9時30分から午後4時まで

※日曜日と第2を除く土曜日、

祝日はご利用いただけません。

来訪による源泉徴収票の再交付の受け付け、そのほかの年金相談については、年金事務所まで受け付けています。お問い合わせなどの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意ください。

☎郡山年金事務所

024193213434

☎町民生活課

7216933